

中小企業診断士による事業経営相談会

事業の継続・拡充を図ろうとする事業者向けに、中小企業診断士による事業経営相談とその取組に対してご活用可能な補助制度を令和8年度も引き続き実施します。

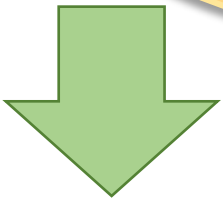
この補助制度は、事業経営相談を受ける中で「新たな事業展開の可能性」や「経営改革」について吟味していただき、その実現に向けて必要となった工事や設備投資（必要最低限なものに限ります。）などに対して補助金を交付するもので、補助対象事業について中小企業診断士による事業経営相談を受けた方が対象となります。

業務改善や新たな事業への挑戦などに向けて積極的にご活用ください。

まずは、事業経営相談を受けよう！
中小企業診断士が個別に相談対応

【事業経営相談受付窓口】
大洲商工会議所 Tel0893-24-4111

- ・ 今後の経営の進め方を相談したい
- ・ 顧客のニーズに対応して、売上を伸ばしていきたい
- ・ 新商品の開発や新事業にチャレンジしたい
- ・ 売上を伸ばしていくために、経営上の困りごとを相談したい



事業経営相談を受けて、
新しい戦略の中で実施する取組に対して
補助金を受けてアクション

【補助制度受付窓口】
大洲市役所商工観光課 Tel0893-24-1722

- ・ 接客のオペレーションを変えたい
- ・ 新たな収益の柱を立てるため、設備導入を行いたい
- ・ 働き方改革に対応したい
- ・ 新しいサービスや商品を開発したい

1 事業経営相談日程

開催場所	相談日	開催時間	専門家（中小企業診断士）
大洲商工会議所 2階記帳指導室 (大洲市大洲694-1)	4月22日（水）	10：00 ～12：00 13：00 ～15：00	小玉 和史 氏
	5月13日（水）		窪田 浩輔 氏
	5月27日（水）		西下 郁馬 氏
	6月17日（水）		小玉 和史 氏
	7月15日（水）		窪田 浩輔 氏
	8月12日（水）		西下 郁馬 氏
	9月16日（水）		小玉 和史 氏
	10月14日（水）		窪田 浩輔 氏
	11月18日（水）		西下 郁馬 氏
	12月16日（水）		小玉 和史 氏

※相談対応する中小企業診断士は、変更になる場合があります。

※相談費用は無料です。

2 参加対象者

大洲市内に主たる事業所を有する事業者の方

3 参加申込方法

ご参加いただくには、相談日の5日前までに事前申込みが必要です。チラシ掲載の「大洲市事業経営相談申込書」を大洲商工会議所までFAXにて提出してください。

※申込み多数の場合、ご希望の日時に添えないことがございます。

4 注意事項

体調がすぐれないなど体調に異変を感じられる方は、相談をご遠慮ください。

5 問い合わせ先

大洲商工会議所 Tel0893-24-4111

◎補助制度「事業継続・拡充支援事業補助金」について

事業を継続・拡充するために実施する販路維持・販路開拓・生産性向上・業務の効率化の取組について、市主催の中小企業診断士による事業経営相談を受け、その取組を実施する必要性が認められた場合に、本補助金への申請が可能となります。

なお、過去に本補助金の交付を受けた事業者は補助対象外となりますので、ご注意ください。

1 補助対象者

以下の(1)～(5)のすべてを満たす者

- (1) 市内に主たる事業所又は店舗を有する中小企業又は小規模事業者
- (2) 事業実施に必要な営業許可を受けている者
- (3) 当補助金の補助対象事業について、市主催の中小企業診断士の相談を受け、中小企業診断士により事業実施の必要性が認められた者
- (4) 市税の滞納がない者
- (5) 大洲市暴力団排除条例第2条第3項に規定する暴力団員等でない者

2 補助率

2分の1

3 補助金上限額

50万円

※補助金額の計算方法は、補助対象経費の消費税を抜いた金額に対して、2分の1を乗じます。
また、補助金額は1,000円未満切り捨てです。

4 補助申請期限（七次募集）

申請期限：令和8年9月25日（金）

※予算の執行状況によっては、早期に申請締切や追加募集を行う場合があります。

5 補助対象事業

市主催の中小企業診断士等の相談を受けて、事業を継続・拡充するために実施する、販路維持、販路開拓、生産性向上、業務の効率化を図る事業

6 補助対象経費

事業遂行に必要な工事費、備品購入費、広報費（ホームページ作成費、広告掲載費等）、印刷製本費（チラシ、ポスター等作成費等）、新商品開発費、委託・外注費（試作品のデザイン外注費等）、展示会・商談会等への出展料、備品のレンタル、リース料・店舗等賃借料など

7 補助金申請～交付までの流れ

- (1) 市主催の相談会で中小企業診断士等へ経営課題・補助対象事業について相談（必須）
- (2) 相談を受けて実施する取組について、市役所商工産業課へ補助金申請書類を提出
- (3) 補助金の審査 ※補助金の審査～交付決定までには2週間程度を要します。
- (4) 補助金の交付決定
- (5) 補助事業の着手、補助事業の完了 ※事前着手される場合は、ご相談ください。
補助事業完了期限：令和9年2月12日（金）
- (6) 補助事業完了後30日以内または令和9年2月26日（金）のいずれか早い期限までに
市役所商工産業課に補助金実績報告書類を提出後、補助金の支払い

8 補助金の活用例

- ・新商品の開発、新サービスの提供、新事業の展開、既存製品の改良など
- ・機械設備導入による生産工程の改善、内製化による生産工程の短縮など

9 問い合わせ先・補助事業の申請書類等の詳細

大洲市役所商工観光課

電話：0893-24-1722 メール：shokokankoka@city.ozu.ehime.jp

本補助制度に関する申請書類などの詳細は、右の二次元バーコードを読み取るか、もしくは、大洲市ホームページにて「事業継続・拡充支援事業」で検索してください。



以下の「大洲市事業経営相談申込書」を、希望相談日の5日前までに
大洲商工会議所FAX宛（0893-23-3774）に提出してください。
※申込多数の場合、ご希望の日時に添えないことがございます。

大洲市事業経営相談申込書

(太枠内の回答可能な範囲をご記入ください)

相談の希望 日時	月 日 (曜日) 時 ~ 時	令和 年 月 日	
お名前	法人名 又は商号		
	代表者氏名		
	相談者氏名 (会社での役職名)	()	
	相談者年齢		相談者性別 男 ・ 女
会社住所	(〒 -)		TEL ()
連絡先 住所	(〒 -)		TEL ()
E-mail		携 帯	
業 種		従業員数	人
事業内容			
これまで	☐ 事業経営相談は初めて ☐ すでに複数回経験 (具体的に： 相談を 回、 相談を 回) (当時のアドバイザー氏名： 、)		
主な相談 の目的 (複数回 答有)	☐ 客数・売上減少 ☐ 資金繰り・資金調達 ☐ 仕入れ問題 ☐ 営業全般 ☐ 新規事業展開 ☐ 事業承継 ☐ 雇用問題・労働問題 ☐ 経営改善 ☐ 新規マーケット開拓 ☐ 職業訓練・従業員教育 ☐ 人手不足 ☐ その他 ()		
相談内容			
追 記			